

大阪市立葬祭場地下駐車場

使用事業者募集要項

令和 3 年 1 月

大阪市環境局

## 目 次

	ページ
1 公募物件	1
2 応募資格要件	1
3 駐車場使用条件等	3
4 応募申込手続	3
5 質問書の提出及び回答	4
6 価格提案書の提出	4
7 価格提案書の審査等	5
8 使用許可申請の手続き	6
9 使用予定事業者の決定の取消し	6
10 その他	6
11 募集に関する問い合わせ先	6
12 様式一覧	7
13 資料一覧	7

## 大阪市立葬祭場地下駐車場使用事業者募集要項

大阪市環境局が行う地下駐車場使用事業者（以下「使用事業者」という。）の公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 公募物件

(1) 名称

大阪市立葬祭場地下駐車場

(2) 所在地（住居表示）

大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目19番115号

(3) 区分

大阪市立葬祭場地下1階

(4) 面積

3,027.36平方メートル（資料1のとおり）

(5) 駐車台数

72台（身体障がい者用4台を含む）

(6) 最低使用料（税抜き）

月額544,362円

※使用許可の際は、消費税及び地方消費税相当額が加算されます。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
- (2) 直近3年間において、1年以上継続して地下駐車場の管理運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (3) 直近1年間において、国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 本市が実施した駐車場使用事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条（抄）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三―五 （略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七―八 （略）

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有

する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

### 3 駐車場使用条件等

#### (1) 使用事業者の施設使用形態

使用事業者は、駐車場として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

#### (2) 使用許可期間

期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日とします。

ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲で1年毎に更新することができます。更新しない場合は、使用許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。

なお、更新する場合には、使用許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

#### (3) その他使用料等

資料2のとおり

### 4 応募申込手続

「2 応募資格要件」(1)～(6)に掲げる要件をすべて満たす者で、次の申込手続が完了した者を応募資格者とし、本件公募に係る価格提案書を提出できるものとします。

#### (1) 受付期間

令和3年2月8日（月）から令和3年2月12日（金）まで（祝日を除く。）

午前9時30分から正午及び午後1時30分から午後5時まで

#### (2) 受付場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）

#### (3) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ <法人>印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）

<個人>印鑑登録証明書

④ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

<個人>住民票の写し

- ⑤ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額が無いことの証明書（直近1年度分）

国税は、「納税証明書（その3）」に限ります。

- ⑥ 事業概要等

<法人>・会社概要

・直近の貸借対照表、損益計算書

<個人>・創業日、事業内容、実績等がわかるもの

・令和元年分の所得税確定申告書の写し

※①②については、ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

※③④⑤については、発行後3か月以内のものに限ります。

※⑤については、証明書の写しについても可とします。

- (4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を持参又は送付により申し込んでください。書類に不備がある場合は申込みを受付けません。

なお、送付による申込みの場合は、受付期間内に書類の到着及び不備がないことを「11募集に関する問い合わせ先」まで確認すること。（FAX、電子メール等による受付は行いません。）

## 5 質問書の提出及び回答

- (1) 受付期間

令和3年1月22日（金）午前9時から令和3年2月1日（月）午後5時30分まで

- (2) 方法

質問書（様式3）に質問事項を記入の上、電子メールにより

[kankyou-reiensaijou@city.osaka.lg.jp](mailto:kankyou-reiensaijou@city.osaka.lg.jp)へ送信してください。なお、受付期間終了時刻以降にメールが届いた質問については回答しません。

- (3) 回答

質問に対する回答については、令和3年2月5日（金）（予定）に大阪市環境局ホームページへ掲載します。なお、質問がない場合は掲載しません。

環境局ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000522475.html>

## 6 価格提案書の提出

- (1) 価格提案書の提出及び場所

日時：令和3年2月17日（水）午前10時から午前10時30分まで

場所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階

大阪市環境局第1会議室

- (2) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 価格提案書（様式4）

- ② 委任状（代理人により応募しようとする場合）（様式5）
- ③ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑）
- (3) 価格提案書の投函方法
  - ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。
  - ② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱へ投函してください。
- (4) 応募価格の表示
  - 応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。
- (5) 価格提案書の書換え等の禁止
  - 応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 7 価格提案書の審査等

- (1) 価格提案審査
  - ① 価格提案審査は、「6 価格提案書の提出」（1）の場所において、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
  - ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
  - ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、応募資格者は、審査の結果について異議を申し立てることができません。
- (2) 価格提案書の無効
  - 次のいずれかに該当するものは、無効とします。
  - ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
  - ② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
  - ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
  - ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
  - ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
  - ⑥ 同一価格提案について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
  - ⑦ 同一価格提案について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
  - ⑧ 同一価格提案について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
  - ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
  - ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
  - ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
  - ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したものの。

### (3) 使用予定事業者の決定

① 本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を  
使用予定事業者とします。

② 最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ  
により使用予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事  
務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定しま  
す。

③ 使用予定事業者には、価格提案審査終了後、引き続き使用許可申請の手続について説  
明を行う予定です。

### (4) 審査結果の公表

使用予定事業者を決定したときは、その者の受付番号及び金額を、使用予定事業者を決定  
しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

決定後は、使用予定事業者名及び決定金額を大阪市環境局ホームページに掲載します。

### (5) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由  
があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査の期日を延期することがあります。

## 8 使用許可申請の手続き

### (1) 使用許可手続き

使用許可の手続きについては、令和3年3月12日（金）（予定）までに行います。

また、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

### (2) 大阪市行政財産使用許可書

資料3のとおり

## 9 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

(2) 使用予定事業者が応募資格を失った場合。

(3) その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

## 10 その他

使用許可手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

## 11 募集に関する問い合わせ先

大阪市環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

電話 (06) 6630-3137

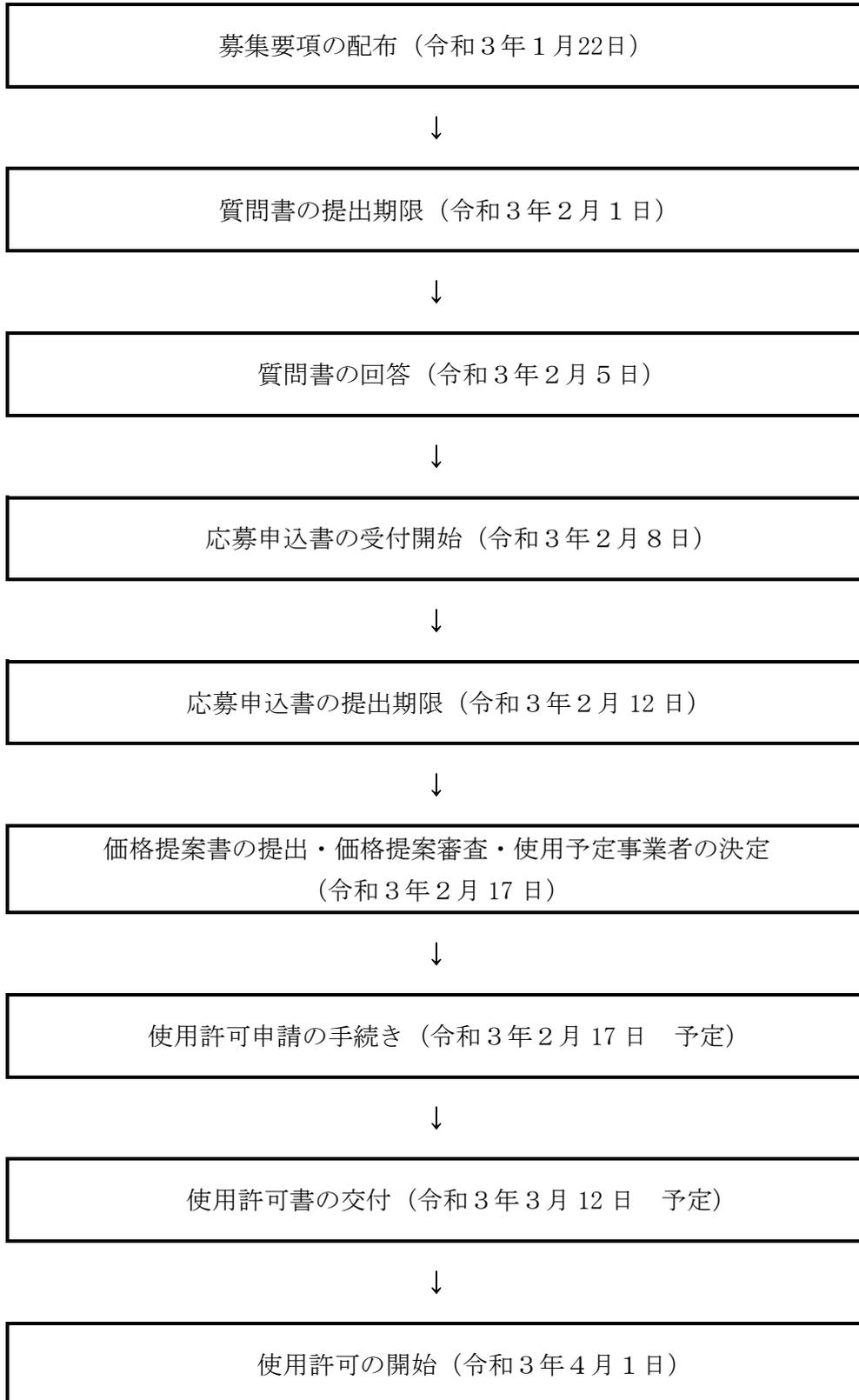
## 12 様式一覧

- 様式 1 応募申込書
- 様式 2 誓約書
- 様式 3 質問書
- 様式 4 価格提案書
- 様式 5 委任状

## 13 資料一覧

- 資料 1 平面図
- 資料 2 葬祭場地下駐車場使用条件等
- 資料 3 大阪市行政財産使用許可書
- 資料 4 葬祭場駐車場使用件数

## 事業の進め方





## 葬祭場地下駐車場使用条件等

## 1 使用料

## (1) 使用料

本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効に価格提案された価格を使用料とする。

なお、使用予定事業者を決定し、使用許可する際には、価格提案のあった使用料に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加算する。

## (2) 使用料の納付方法

本市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付すること。納付については、前納を基本とし、分割納付を希望する場合は、事前に本市と協議すること。

## (3) 納入期限

一括納付の場合は、使用許可期間の初日の属する月の末日を納入期限とする。

分割納付の場合は、分割回数に特に定めはないものの、事務手続き上最少単位は1か月とする。その場合当該月の前月末日を納入期限とする。なお、使用許可期間の初日の属する月の末日は、翌月分を含めた2か月分を納付すること。

ただし、納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日を納入期限とする。

## (4) 既納使用料の還付

原則、既納使用料は還付しない。例外として、使用許可物件を公用等のために必要とし、使用許可の取消し及び変更を行った場合のみ還付する。

## 2 保証金

使用予定事業者を決定し、使用許可する際には、使用料の3か月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付すること。ただし、使用許可期間の使用料を一括前納したときは保証金を免除する。

## 3 経費の負担

## ① 駐車場管理運営業務に係るすべての経費は、使用事業者の負担とする。

例えば、消耗品費、施設設備の維持管理経費、通信料、保険料等。なお、使用事業者は、本件業務に係るリスクに対応する保険に加入すること。

## ② 光熱費は、使用事業者の負担とし、本市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付すること。納付については、前納を基本とし、分割納付を希望する場合は、事前に本市と協議すること。

なお、金額については、次の計算方法により算出した額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

[計算方法]

駐車場内設備に係る年間消費電力量 × 平均電気料金単価 × (1 + 消費税等率)

※ 駐車場内設備とは、発券機、精算機等の使用事業者が設置した駐車場設備機器及び照明灯設備とする。なお、照明灯設備に係る年間消費電力量については、14,600 Kwhとする。

※ 平均電気料金単価については、1 Kwhあたり11.78円とする。ただし、契約する電力会社の契約単価に大幅な増減があった場合は、使用許可期間の継続申請時に単価を見直すことがある。

#### 4 使用条件等

本件の使用にあたっては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）のほか関係法令及び関係規程を遵守すること。

##### (1) 営業時間

営業は、午前8時から午後10時までの通年営業とする。ただし、電気設備点検等施設全体の保守点検日等に臨時休業を依頼する場合がある。

なお、本市との協議により、休業日を設定することができる。

##### (2) 駐車場利用料

駐車場利用料は、使用事業者が決定できるものとし、上限及び制限等について特に定めはないが、周辺駐車場の利用料金と均衡を図ること。ただし、駐車場利用料の設定及び変更は、事前に本市の承認を得ることとし、利用者に対しては概ね1か月前までに周知すること。

##### 【現行の利用料】

当日1日最大料金 1,200円（月～金）、1,600円（土・日・祝）

最初の60分/400円

以降30分/200円（終日）

##### (3) 駐車場利用料の減額

次の車両は、駐車場利用料を減額することとし、対象者の確認等の減額手続きについても使用事業者において実施すること。また、実施方法については、事前に本市の承認を得ること。

なお、本市から駐車場利用料の減額に伴う補填は行わないので、応募価格には利用料の減額を考慮したものとすること。

・ 障がい者が自ら運転する車両又は障がい者が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の者が運転する車両

→ 「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の提示により、利用料の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額すること。

※令和3年4月以降の新規適用の事項となるため、実績はない。

#### (4) 駐車場設備

- ①発券機、精算機等の駐車場設備機器については、使用事業者が必要な機器を設置すること。なお、設置する機器については、事前に本市に承認を得るものとし、当該機器の設置及び撤去に係る経費は、使用事業者の負担とする。
- ②既存の満車表示灯及び出庫警告灯については、無償で使用することが可能であるが、本市による機器更新の予定はなく、故障した場合についても本市は基本的に修繕しない。なお、機種、型式等については不明である。
- ③地下駐車場内の監視員室（室内備品を含む。）については、無償で使用することができる。
- ④既存の地下駐車場監視カメラについては使用することができない。
- ⑤エレベータ設備、便所については、本市が管理するものとし、駐車場の利用者等は駐車場の営業時間内に限り使用することができる。

#### (5) 管理運営及び業務内容

- ①駐車場は時間貸のみとする。
- ②営業時間外の車両等の出入口の施錠・解錠については、別途、本市が契約する委託業者が行うものとする。原則として、施錠については、午後10時から午後10時30分、解錠については、午前7時30分から午前8時の間とする。
- ③駐車場の管理運営について、無人とする場合であっても次の④～⑦の業務については、確実に実施できる体制とすること。
- ④駐車場を管理運営するための維持管理（照明器具等の消耗品の取替えを含む。）を行うこと。主な照明器具：直管蛍光灯 32w×2本×179台
- ⑤駐車場内の清掃を行うこと。清掃方法、頻度について特に定めはないが、利用者等からの苦情があった場合は、速やかに対応すること。
- ⑥使用物件で事故や設備の不具合などが発生した場合は、駐車場運営に支障をきたさないように、速やかに対応すること。
- ⑦第三者行為により駐車場設備に破損等があった場合は、当該第三者に費用を負担させ、駐車場運営が円滑に行えるよう、当該第三者、本市及び管轄の警察署等との調整を行うこと。また、修理等を行う場合は、事前に本市の承認を得ること。
- ⑧その他業務の細部については、あらかじめ本市と協議すること。

#### (6) 運営状況の報告

- ①使用事業者は、運営に係る毎月の入庫台数、売上及び駐車場内での事故や利用者等からの苦情等の対応状況について、本市に報告すること。
- ②その他必要に応じて、本市の指示に従い所定の資料を提出すること。
- ③提出した資料等は公文書になるため、情報公開請求等があった場合は公開の対象となる。また、次の使用事業者を募集する際の基礎資料とする。

#### (7) 駐車場案内看板の設置

集客促進のための看板等を設置する場合は、使用事業者の負担で設置することとし、事

前に本市の承認を得ること。

また、使用許可期間終了時には、使用事業者の負担により速やかに撤去すること。

(8) 駐車場運営に係る留意事項

①大阪市立阿倍野区民センターや近隣施設で行われるイベント等で混雑が予想される際は、誘導整理を行うなど適切に対応すること。

②使用物件内における事故、トラブル等については、使用事業者で一切の責任を持つこと。

③葬祭場の地下には使用許可の範囲以外に電気室、ファンルーム、倉庫などがあり保守点検業者等が出入りすることがある。

(9) 使用上の制限

①本使用条件及び大阪市行政財産使用許可書（資料3）に記載の条項等を遵守し、使用料を確実に納付すること。

②本市の都合（災害等が発生した場合など）により駐車場を必要とするときは無償で供与すること。

(案)

## 大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令環境第 号  
令和 年 月 日使用者 住所  
氏名 様大阪市長 松井一郎  
(環境局事業部事業管理課)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市環境局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

## 記

## (使用物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 大阪市阿倍野区阿倍野筋 4 丁目 20 番 24 号  
[大阪市阿倍野区阿倍野筋 4 丁目 19 番 115 号]  
名 称 大阪市立葬祭場  
面積 [又は数量] 3,027.36m<sup>2</sup>  
使用部分 地下 1 階 詳細別図のとおり

## (用 途)

第 2 条 使用者は、前記の物件を駐車場の用に供するものとする。

## (使用期間)

第 3 条 使用期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

2 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前 30 日までに申請しなければならない。

## (使用料)

第 4 条 使用料は、総額 円 (消費税及び地方消費税を含む。)とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の使用料は、第 10 条第 1 項第 1 号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第5条 使用者は、保証金として金 円を令和 年 月 日までに本市に納入しなければならない。

2 保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本市使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足額があるときは追納しなければならない。

4 保証金は、第11条の規定による原状回復をしたときに、これを還付する。

(延滞金)

第6条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 使用者は、使用物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第9条 使用者は、使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第 11 条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。  
(損害賠償)

第 12 条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。  
(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第 14 条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(駐車料金)

第 15 条 使用者は、本市と駐車料金について別途協議すること。

(疑義の決定)

第 16 条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記 1 の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## 葬祭場駐車場使用件数

年月	時間別出庫件数						割引出庫 (無料)	合計
	～1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:00～		
平成30年 4月	781	223	175	102	111	467	499	2,358
5月	776	209	178	105	112	367	465	2,212
6月	730	219	159	153	109	466	404	2,240
7月	746	227	177	133	116	435	673	2,507
8月	2,190	334	203	135	124	576	742	4,304
9月	1,196	279	152	128	99	423	323	2,600
10月	790	279	168	122	82	460	665	2,566
11月	750	247	150	109	99	557	535	2,447
12月	1,160	256	178	112	111	556	608	2,981
平成31年 1月	1,079	256	161	130	95	374	520	2,615
2月	662	243	174	143	147	493	568	2,430
3月	1,334	298	259	187	187	512	635	3,412
合計	12,194	3,070	2,134	1,559	1,392	5,686	6,637	32,672

年月	時間別出庫件数						割引出庫 (無料)	合計
	～1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:00～		
平成31年 4月	690	220	161	127	94	480	583	2,355
令和元年 5月	783	248	178	130	153	456	764	2,712
6月	635	205	175	173	150	436	452	2,226
7月	826	283	250	191	177	603	508	2,838
8月	1,935	323	186	119	89	403	784	3,839
9月	1,141	254	216	118	94	388	941	3,152
10月	698	288	216	185	97	395	624	2,503
11月	670	239	173	138	133	413	483	2,249
12月	1,100	264	198	126	118	381	462	2,649
令和2年 1月	1,067	272	191	149	93	363	853	2,988
2月	666	203	156	110	92	407	831	2,465
3月	1,058	196	93	57	61	218	438	2,121
合計	11,269	2,995	2,193	1,623	1,351	4,943	7,723	32,097

年月	時間別出庫件数						割引出庫 (無料)	合計
	～1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:00～		
令和2年 4月	365	79	47	14	15	88	71	679
5月	403	78	36	21	17	58	77	690
6月	547	110	94	41	33	137	227	1,189
7月	556	129	87	62	53	213	162	1,262
8月	1,879	264	132	84	78	235	167	2,839
9月	1,310	226	149	115	83	353	250	2,486
10月	640	186	123	124	86	368	254	1,781
11月	653	199	152	99	79	370	509	2,061
12月								0
令和3年 1月								0
2月								0
3月								0
合計	6,353	1,271	820	560	444	1,822	1,717	12,987

※割引出庫（無料）については、葬祭に参列のために駐車場を使用した場合に無料とするもの。  
ただし、令和3年度以降は、当該事項に係る割引は発生しない。

※障がい者が自ら運転する車両又は障がい者が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の者が  
運転する車両に対する利用料の減額については、令和3年4月以降の適用事項となるため実績はない。